

# 住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、賃貸住宅の家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

## 主な給付要件チェックリスト

項目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ (単位：円)				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
預貯金の合計基準額	486,000	744,000	954,000	
収入基準額（月額）	122,000	173,000	212,000	
支給家賃額（上限額）	41,000	49,000	53,000	
※4人以上の世帯の場合の収入基準額は、下記までお問合せください。				
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>
ハローワークに求職の申し込みをしますか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、

草津市役所 人とくらしのサポートセンター TEL 077-561-6927  
に相談してください。